

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 社会福祉法改正で社会福祉法人に責務化された「地域における公益的な取組」の趣旨等が示される 1
- ・ 「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定される 1
- ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律が公布される 2

社会福祉法改正で社会福祉法人に責務化された 「地域における公益的な取組」の趣旨等が示される

平成 28 年 6 月 1 日、厚生労働省は、社会・援護局福祉基盤課長通知『社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について』を発出しました。

通知では、法改正後に議論が継続されていた、改正法第 24 条第 2 項に係る「地域における公益的な取組の該当性」を判断する際の参考となる考え方が示されました。

なお、公益的な取組は限定的な例示ではなく、その妥当性の考え方が示されていることにご留意ください。

※詳細は、別添資料をご参照ください。

「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定される

平成 28 年 6 月 2 日、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。

本ニュースのNo.16-16にて案段階の情報をお伝えしましたが、その内容から大きな変更はございません。

今後、関連する詳細な通知や、財源確保に向けた取組等の動きがあった場合は、本ニュースでお知らせしてまいります。

※プランの全文は、下記 URL からご参照いただけます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>

児童福祉法等の一部を改正する法律が公布される

平成 28 年 5 月 27 日に国会にて成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」は、同年 6 月 3 日に公布されました。

今般の改正では、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることを目的としています。

児童虐待に関連しては、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、おおむね平成 32 年度末までに全国展開を目指していくこととされました。

法改正によって、同センターの設置根拠が設けられるとともに、市町村は同センターを設置する努力義務が課せられます。

また、市町村の設置する要保護児童対策地域協議会（要対協）の調整機関に、専門職を置くことが努力義務から義務化されるとともに、当該調整機関に配置される専門職は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けることとされました。

※通知の全文は、下記 URL からご参照いただけます。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160606N0010.pdf>